

令和4年度第11回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月24日（金）午後1時30分から2時31分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（12人）

会長 12番 丸谷 浩二

会長職務代理 2番 藤野 雄次

委員 1番 川端 伸造

3番 北田 和彦

4番 糠山 秀雄

5番 舘 邦夫

6番 松井 成樹

7番 三上 将治

8番 宮腰 茂雄

11番 林 恵子

13番 北 廣見

14番 朝倉 雪

4. 欠席委員（2人）

9番 谷川 聡志

10番 長谷川太佑

5. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地転用事業計画の変更について

議案第3号 現況証明願について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の決定及び農地利用配分計画（案）について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告に

ついて

第6 その他

(1) 3月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 東 俊行
同補佐 高嶋 良子
主査 松村 邦弘
主事 伊藤 祥恵

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

事務局： 皆様、お疲れさまです。定刻となりましたので、ただいまからあわら市農業委員会定例総会を開会いたします。総会の開会に当たりまして、丸谷会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は18名であります。なお、9番谷川委員、10番長谷川委員、推進委員の澤田委員、深川委員、南坂委員、堀川委員から欠席の届出がございます。そして、農業委員の川端委員からは遅刻の届出がございます。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、11番林委員、13番北委員の両名にお願いいたします。

◇ 議 事

議 長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 私のほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。2ページにお進みください。

今回、3件の申請がございました。

1番につきましては、譲渡人は牛山にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は牛山にお住まいの〇〇〇さんでございます。〇〇〇さんの耕作面積は畑2万1,075㎡でございます。耕作人員は3名、申請農地は牛山地系の畑282㎡でございます。贈与による所有権の移転でございます。3ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま

す。2番につきましては、譲渡人は伊井にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は伊井にお住まいの〇〇〇さんでございます。〇〇〇さんの耕作面積は田24万6,502㎡、畑310㎡でございます。耕作人員は1名、申請農地は伊井地系の田3,965㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。4ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま

す。3番につきましては、譲渡人は中番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は福井市にお住まいの〇〇〇さんでございます。〇〇〇さんの耕作面積は田1万9,624㎡、畑314㎡でございます。耕作人員は3名、申請農地は中番地系の畑115㎡でございます。贈与による所有権の移転でございます。5ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま

す。以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当委員の説明ですが、番号1番につきましては、1番川端委員が遅刻をしておりますので、事務局の説明に代えさせていただきたいと思

います。続いて、番号2番について、8番宮腰委員、お願いします。

8 番： 現地調査しまして、購買人の方は大規模農家の方で、集約化ということで問題な

と思います。

議長： ありがとうございます。

続いて、番号3番については、2番藤野職務代理人、お願いします。

2番： 説明を聞いたところ、親の代から畑を譲り受ける方が作っていらっしやるんで、今回、登記的にも替えたいということでした。

議長： ありがとうございます。それでは、これまでの案件について、ご質問はありますか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農地転用事業計画の変更申請について

議長： 次に、議案第2号「農地転用事業計画の変更申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第2号「農地転用事業計画の変更申請について」、ご説明させていただきます。6ページをご覧ください。

番号1番につきましては、申請者は〇〇〇〇です。申請事由は、これまで〇〇〇株式会社が行っていた申請地周辺の高架橋工事がおおむね完了しましたが、新たに、〇〇〇〇が工事用道路として利用することになり、継続して農地転用の必要が生じたため、事業計画の変更申請を行うというものです。変更の内容としましては、事業者が〇〇〇〇に変更となり、転用の期間の終期が令和5年2月27日のところ、令和6年2月26日まで延長するというものでございます。場所につきましては7ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： 次に、本件について、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、11番林委員に調査結果の報告をお願いいたします。

11番： 本日午前9時から、丸谷会長、宮腰委員、私、事務局の4名で現地を調査しました。事務局の説明どおりで、特に問題はないと思います。

議長： ありがとうございます。それでは、この案件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。それでは、議案第2号「農地転用事業計画の変更申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第3号 現況証明願について

議長： 次に、議案第3号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第3号「現況証明願について」、ご説明させていただきます。9ページをご覧ください。

今回、案件としては、2件の申請がありました。

番号1番につきましては、申請人は山十楽にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては山十楽地係の1筆で、面積は293㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は35年以上前より耕作放棄され、以後、山林原野化し現在に至っているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。場所につきましては10ページをご覧ください。

続きまして、番号2番につきましては、申請人は中浜にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては中浜地係の2筆で、面積は合計で1,972㎡、登記地目は田、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和55年頃までは農地として利用されていましたが、昭和56年頃に土建会社の資材置場として整備され、以後、現在に至っているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。場所につきましては11ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当委員の説明ですが、番号1番につきましては、私のほうから説明をさせていただきます。

今ほど事務局から説明があったとおり、以前、ここら辺一帯を国営の坂井北部土地改良区が土地改良を行ったわけですが、この申請地につきましてはそこから外れて、それ以後、畑を耕作することもできず、原野となってしまったということでございます。

以上でございます。

次に、番号2番について、7番三上委員、お願いいたします。

- 7 番： 事務局説明どおり、土建屋の事務所に近いところで、前々から土場として使っていたもので、問題はないと思います。
以上です。

議 長： ありがとうございます。
次に、本件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、11番林委員に調査結果の報告をお願いいたします。

- 11 番： こちらも本日午前9時から、丸谷会長、宮腰委員、私、事務局の4名で現地調査しました。1番は、やはり山林原野化してますし、2番のほうも申請どおりで、問題はないと思われます。
以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは、本案件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。それでは、議案第3号「現況証明願について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、承認することといたします。

◇ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議 長： 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明いたします。12ページにお進みください。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、その決定を求めます。

13ページをお開きください。公告予定日につきましては令和5年2月28日火曜日でございます。借手は16人、貸手は35人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が68筆、17万3,120㎡、うち再設定が59筆、15万2,568㎡でございます。期間別内訳は、3年の畑が4筆、9,925㎡、5・6年の田が27筆、6万3,269㎡、畑が9筆、2万3,208㎡、10年の田が3筆、8,632㎡、畑が25筆、6万8,086㎡でございます。

14ページにお進みください。集落別内訳については、二面の田が3筆、井江菫の畑が1筆、田中々の田が7筆、東善寺の田が2筆、中番の田が2筆、下番の田が15筆、北潟の畑が25筆、波松の畑が2筆、城の畑が1筆、城新田の畑が1筆、番堂野の畑が4筆、南金津の田が1筆、山十楽の畑が4筆でございます。利用権移転、所有権移転につきましてはございませんでした。

15ページをお開きください。集積計画の決定についてでございます。番号1番から3番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。二面の田3筆、田中々の田7筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たり賃借料は、1番は1万3,000円、2番は1万4,000円、3番は1万5,000円でございます。期間につきましては、1番は令和5年3月1日から令和10年2月29日まで、2番、3番は令和5年3月1日から令和11年2月28日まででございます。1番は新規設定、2番、3番は再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

16ページまでまたがっております。4番から8番につきましては、借受人は下番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。下番の田15筆、中番の田2筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たり賃借料は、4番、7番は1万円、6番は1万4,000円、ほかは1万4,525円でございます。期間につきましては令和5年3月1日から令和10年2月29日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

17ページにお進みください。9番につきましては、借受人は上番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。東善寺の田2筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たり賃借料は市平均賃借料でございます。期間につきましては令和5年3月1日から令和15年1月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

10番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。南金津の田1筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万6,000円でございます。期間につきましては令和5年4月1日から令和15年3月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

11番につきましては、借受人は赤尾にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。井江菫の畑1筆でございます。利用目的は野菜（スイカ）で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年3月1日から令和10年2月29日まででございます。新規設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

17ページから21ページまでまたがっております。12番から25番につきましては、北潟の畑19筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年3月1日から令和15年2月28日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

26番、27番につきましては、借受人は加賀市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北潟の畑3筆でございます。利用目的は野菜（トマト、ナス）で賃借権の設定でございます。期間につきましては、26番は令和5年3月1日から令和8年2月28日まで、27番は令和5年3月1日から令和15年2月28日まででございます。新規設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

28番につきましては、借受人は轟木にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北潟の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年3月1日から令和10年2月29日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

22ページにお進みください。29番につきましては、借受人は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北潟の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年4月1日から令和15年3月31日まででございます。新規設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

30番、31番につきましては、借受人は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北潟の畑1筆、番堂野の畑1筆でございます。利用目的は、30番は稲育苗、31番は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年3月1日から令和10年2月29日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

32番につきましては、借受人は春宮にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。番堂野の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年3月1日から令和8年2月28日まででございます。新規設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

23ページをお開きください。33番につきましては、借受人は田中々にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。番堂野の畑2筆でございます。利用目的は果樹で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年4月1日から令和15年3月31日まででございます。再設定でございます。

34番、35番につきましては、借受人は波松にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。波松の畑2筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年3月1日から令和8年2月28日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

36番につきましては、借受人は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。城の畑1筆でございます。利用目的はソバで賃借権の設定、10a当たり賃借料は5,000円でございます。期間につきましては令和5年3月1日から令和15年2月28日まででございます。新規設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

24ページにお進みください。37番につきましては、借受人は〇〇〇〇でござい

す。城新田の畑1筆でございます。利用目的は芝で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年2月1日から令和10年2月29日まででございます。再設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

38番、39番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。山十楽の畑4筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は、38番は5,000円、39番は市平均賃借料でございます。期間につきましては、38番は令和5年2月28日から令和10年2月27日、39番は令和5年3月1日から令和10年3月1日まででございます。再設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。本案につきまして、ご質問はありませんか。

5 番： 基本的なことの確認ですけれども、例えば24ページで、37番のところの賃借権、期間5年、その後に2万5,920円とありますが、単価が1万円ということですので、面積と単価掛けて2万5,920円というのは出ると思うんですけども、これは期間5年間の賃借料をいうのか、年単位でいうのかっていうのが、ちょっとこの表では分かりにくいんですけど。

事 務 局： すみません、表ではちょっと分からないようになってるんですけど、1年間で反当たり1万円で、2万5,920円お支払いするというふうな契約内容になっています。なので、ここに書いてあるのは、あくまでも1年間の金額で書いてあります。

5 番： はい、了解しました。

議 長： ほかにご質問はありませんか。

14 番： 33番なんですけど、用水費は負担なしですか。

事 務 局： この契約についてですが、用水費についての記載が特になくて、特に用水費についてどちらが負担するというふうな記載はなかったのですが、経常賦課金の負担が貸主となっていて、基本的に用水費は経常賦課金の中で組み込まれていると把握していますので、用水費は基本的に貸主負担で考えているのではないかなと思います。

議 長： ほかにご質問はありませんか。

2 番： 21ページの26番の〇〇〇〇さんはどういう、会社なのかなとは思いますが、説明が欲しいのと、あと、32番と33番の方ですが、この方は新規就農者ということですかね。そこを教えてください。

事 務 局： まず、26番、27番の〇〇〇〇さんですが、〇〇〇の社員の方で、〇〇〇で働いている時間以外の時間で、今回、借りた農地について耕作していきたいということで申請をいただいています。

32番と33番の〇〇〇〇さんと〇〇〇さんについては、新規就農者の方です。

議 長： よろしいですか。

2 番： はい。

議 長： ほかにご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。なお、番号4番から8番につきましては、〇番〇〇〇〇委員が関係しております。まずそれらを除く1番から3番、9番から39番について採決をいたします。

それでは、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、1番から3番、9番から39番について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

〇〇〇〇委員、退席をお願いいたします。

(〇〇〇〇委員退席)

それでは、番号4番から番号8番について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

〇〇〇〇委員、入室してください。

(〇〇〇〇委員着席)

◇ 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画
(案) に対する意見について

議 長： 次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用

地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について」、ご説明いたします。25ページをお開きください。あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定によりその決定を求めるとともに、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求めます。

26ページにお進みください。公告予定日につきましては令和5年2月28日火曜日でございます。貸手につきましては16人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が34筆、3万9,912㎡でございます。集落別内訳は、玉木の田2筆、井江葎の田1筆、畑3筆、横垣の田2筆、北金津の田3筆、東山の田9筆、櫛の田4筆、山十楽の田10筆でございます。

27ページをお開きください。集積計画の決定についてでございます。1番につきましては、玉木の田2筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、賃借料は10a当たり1万6,000円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇さんでございます。

2番から4番につきましては、井江葎の田1筆、横垣の田2筆、北金津の田3筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たり賃借料は8,000円または1万2,000円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

28ページ、29ページにまたがっております。5番から12番につきましては、東山の田9筆、櫛の田4筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、賃借料は10a当たり5,000円または7,000円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

30ページにお進みください。13番から16番につきましては、山十楽の田10筆でございます。利用目的は水稲で、13番から15番は使用賃借権の設定、16番は賃借権の設定でございまして、賃借料は10a当たり7,000円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇さんでございます。

31ページにお進みください。17番から19番につきましては、井江葎の畑3筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定でございまして、賃借料は10a当たり1万円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

これらの農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長： 本案につきましてご質問はありませんか。

5 番： 30ページの中で、通常は賃貸借権という言葉なんですけど、これ使用貸借権という言葉が出てますが、通常の賃借権とどう違うか、お願いします。

事務局： 賃借権は貸し借りの対価が発生するんですが、使用貸借権はその対価が発生せずに、無償で使用するということで、使用貸借権というふうな権利になっています。

議長： よろしいですか。

5 番： それは、両者の話合いで決めるということですね。

事務局： はい。

5 番： どちらかが、無償ですということと言い出したやつがいるんか、それとも、初めから同意されてるとかですか。

事務局： 話合いで決まっている内容です。耕作者からだとは思いますが、そういうふうに話を持って行って、両者合意で使用貸借権ということで設定しています。

5 番： でも、この場合は、中間管理機構が関与しているやつだと思んですが、その場合に、中間管理機構は、そういう賃借権が無償でもいいということを確認しているんですか。

事務局： はい、認めています。

議長： ほかにご質問はありますか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。それでは、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。32ページにお進みください。

今回、16件の届出がございました。

1番の届出につきましては、中浜の田5筆、畑5筆でございます。権利取得者は中浜にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年10月26日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理することとでございます。

2番の届出につきましては、柿原の畑1筆でございます。権利取得者は柿原にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年6月29日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理することとでございます。

33ページまでまたがっております。3番の届出につきましては、柿原の田12筆、畑3筆、山西方寺の畑1筆でございます。権利取得者は柿原にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年6月29日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が、柿原地係の畑は〇〇〇さんが耕作し、ほかは自己管理することとでございます。

4番の届出につきましては、中番の田2筆でございます。権利取得者は中番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和2年11月19日で、相続による所有権の移転でございます。中番地係の田1筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理することとでございます。

5番の届出につきましては、二面の田1筆、牛山の田4筆、畑6筆でございます。権利取得者は牛山にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。持分ごとの相続による所有権の移転でございます。権利取得日は令和元年5月9日及び令和4年9月28日でございます。二面地係の田1筆、牛山地係の田2筆は〇〇〇、牛山地係の田2筆は〇〇〇、牛山地係の畑2筆は〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理することとでございます。

34ページにお進みください。6番の届出につきましては、市姫四丁目の田2筆、畑2筆、市姫五丁目の田2筆、稲越の田5筆、畑1筆でございます。権利取得者は市姫四丁目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年1月8日で、相続による所有権の移転でございます。市姫四丁目の畑と稲越地係の田は自己管理し、ほかは〇〇〇が耕作することとでございます。

7番の届出につきましては、二面の畑2筆でございます。権利取得者は二面にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年10月21日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理することとでございます。

35ページまでまたがっております。8番、9番の届出につきましては、高塚の田2筆、畑6筆でございます。権利取得者は高塚にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年12月23日で、相続による所有権の移転でございます。

9番については、持分2分の1の移転でございます。高塚地係の畑2筆は〇〇〇さん、田は〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

10番の届出につきましては、指中の田1筆でございます。権利取得者は青ノ木にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年12月6日で、相続による所有権の移転でございます。〇〇〇が耕作するとのことでございます。

11番、12番につきましては、蓮ヶ浦の田1筆、畑3筆でございます。権利取得者は蓮ヶ浦にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年1月12日で、相続による所有権の移転でございます。12番については、持分4分の1の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

13番の届出につきましては、蓮ヶ浦の畑1筆でございます。権利取得者は蓮ヶ浦にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年1月12日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

14番の届出につきましては、北野の田4筆、畑2筆でございます。権利取得者は北野にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年8月25日で、相続による所有権の移転でございます。北野地係の田3筆は〇〇〇さんが耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

36ページにお進みください。15番の届出につきましては、中浜の田3筆、畑2筆でございます。権利取得者は中浜にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年10月10日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇が耕作し、畑は自己管理するとのことでございます。

16番の届出につきましては、中浜の田3筆でございます。権利取得者は中浜にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年10月10日で、相続による所有権の移転でございます。〇〇〇が耕作するとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。

14 番： 現況なんですけど、地目変更したじゃないですか。で、ここ見ると原野が、現況は田んぼとかってことになっていて、現況証明やったっけ、これってどういうタイミングで申請者の方は出されるのかなと思って。自分で気がつくんか、誰かが言ってくれるんか。

事 務 局： 現況証明は、登記地目が田んぼとか畑の農地になっているようなところで、けど、現況が駐車場とか宅地みたいになっているところを農業委員会がもう農地じゃないですよって証明するもので、そういう現況証明とかは、大体土地を売ってしまいたいけれども、農地だから、農地法の縛りがあるからということ、現況証明して宅地

にすることはあります。今回の、この登記地目が原野で現況が畑とか、そういったものは、どういったときに気づくかって言われるとわからない。で、これは現況証明でどうこうするものではないので、地目変更するとしたら本人の意思によるものかなと。

議 長： これ、登記簿が原野か。登記簿は原野、今、この話出ているところを見ると。で、現況が田んぼになっているんや。そう取ればいいんですか。

5 番： その場合の話ですけど、農地やったら固定資産税、めちゃめちゃ安いんですよ。ほんで、この前、何回か前にこの話出たと思うんですけど、税務課は現況をチェックして、一応農地になってるけど、もし駐車場か何かしてたら宅地並みの課税を課すと。その地目変更とは関係なしに、現況で固定資産税をかけると。それはほんで間違いないですね。そうすると、地目は田んぼやら畑でありながら、現況が駐車場にしてたり何かしてて、もし税務課が気づかなかつたら、安い固定資産税のままで行ってまうと。そういうふうなことが起きるわけですね。

で、実際は、この現況証明というのは所有者が自己申請するわけですから、その人がしなかったら、ずっともし税務課が分からなかったら、ずっと安いままの固定資産税で行ってまうという、そういうことになるんじゃないかなと思うんですよ。

この前の話では、税務課は、何ていうかな、グーグルマップとか、グーグルの写真とか使って現況はチェックはかけてるって言うんですけど、見逃しっていうのもあり得るみたいな話ですんで、現況願しないほうが安い固定資産税のままで行ってまうと。そういうあれが出るみたいな気がしてるんですけど。

それは農林課というんか、農地委員会については、それはあくまでも言うてこないと分らん話なんで、そこはもうあちら、申請者の善意に基づくというんか、そうなっちゃうわけですよ、たしか。この話で言ったら。現況証明という話は。

事 務 局： 現況証明が出てくるときというのは、おおよそその、もう土地を売っ払いたいとか。

5 番： 土地を売りたいから、このままでは売れないから現況証明して、それから売ろうってのは大概のことやと思うんですけど。それはそれで分かるんですけど、もし売れる気がなくて、ずっと田んぼとかのまま固定資産税がずっと来てたら、それでその人はすごく固定資産税については得することになるんじゃないですか。

局 長： 税務課とやり取りしてるんでしょう？

事務局： 現況証明した案件や農地転用の案件については、やり取りはあります。税務課のほうから照会を受けますので、こういったところが今、農業委員会で現況証明出るということで非農地となったというような連絡は取り合うことにはなっています。

局長： 税務課からの情報は来ないんですか。税務課からの、現況は宅地になっていますっていう情報は来ないんですか。

議長： 今の話になっています、この蓮ヶ浦の〇〇〇〇さんの持分について、ちょっとこの面積的にも腑に落ちんところがありますので、次回までにちょっと調べておいてください。本当に現況、田んぼになっているのか、畑になっているのかっていうのをちょっと調べておいてください。

事務局： また来月報告します。

議長： ほかによろしいですか。
(質問、意見なし)
ないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議長： 次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、ご説明いたします。37ページをお開きください。

今回、7件の届出がございました。

1番につきましては、東山の田2筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。議案第5号にてご説明しましたとおり、農地中間管理事業を利用し、〇〇〇へ貸付けを行うため解約するものでございます。

2番につきましては、橋屋の田1筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。賃借人の都合により解約するものでございます。

3番につきましては、伊井の田1筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。議案第1号でご説明しましたとおり、所有権移転を行うため解約するものでございます。

4番につきましては、城の畑1筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。賃借人の都合により解約するものでございます。

5番、6番につきましては、指中の畑2筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。

園芸カレッジの梨コース用地となるため解約するとのことでございます。

7番につきましては、井江菫の畑1筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。議案第4号でご説明しましたとおり、〇〇〇〇さんに利用権を設定するため解約するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件について、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第2号を終わります。

◇ その他(1)

議 長： 続きまして、日程第6、その他(1)「3月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 3月の定例総会につきまして、3月24日金曜日午後1時半から開催することとしたいと思います。

議 長： ただいまの事務局の説明のことについて、ご意見はありませんか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

ないようですので、3月の定例総会は3月24日金曜日午後1時30分に開催することにいたします。

◇ その他(2)

議 長： 次に、その他(2)その他について、事務局の説明を求めます。

事務局： 【説明】

議 長： ただいまの報告について、質問ありませんか。

議 長： ほかによろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、その他の(2)を終わります。

せっかくの機会です。皆さんのほうから何かありましたら受けたいと思います。

八木推進委員： 田んぼ持ってる人が耕作者から農地返されて、太陽光パネルを設置しようと思

うという話を聞くんですが、これ、何か直接太陽光をつけるのは業者なんでしょうけど、何かせなあかんことありましょかね。委員としてというか。どうですかね。

事務局： 太陽光を設置しようとしている土地がどこか、田んぼの何字の何番とかそういったもの教えていただいて、そこが第1種農地とか農振農用地の場合、営農型太陽光発電で下で営農を続けていけるような発電設備でないと許可出ることがないので、取りあえず、まず場所がどこかを教えていただければと。

八木推進委員： 今後は、何ですか、農家さん、地主さんに委員会訪ねていってもらえばいい話なんけの。

事務局： そうですね、基本。

八木推進委員： はい、分かりました。

議長： 今ほど話が出ました太陽光ですけども、農地に立てるということはかなり制約がありますので、許可される場合、されない場合があると思います。そのときは、まず事務局へ相談に行くようにというふうにおっしゃられたらいいと思います。

八木推進委員： はい、分かりました。

議長： ほかにありませんか。
(質問、意見なし)

◇ 閉 会

議長： ないようですので、本日の会議はこれもちまして終了とさせていただきます。どうもご苦労さまでございました。

令和5年2月24日

議 長

委 員

委 員